

平成 20 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 電 算 シ ス テ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 地 正 直
(コード番号：3630 東証二部・名証二部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 町 田 孝 道
(TEL. 058-279-3456)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成20年9月25日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、平成20年10月9日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金722.50円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 650,250,000円
- (3) 仮 条 件 850円 から 950円
- (4) 仮条件の決定理由等
仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
- ①過去からの業績が安定的に伸びていること。
 - ②安定的なビジネスモデルを有していること。
 - ③今後景気減速の影響を受ける可能性があること。
- 以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は850円 から 950円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金722.50円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 140,887,500円

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

1. 募集株式の数及び売出株式数

| | | | |
|----------|------|-------------------|-----------------|
| ① 募集株式の数 | 普通株式 | 900,000株 | |
| ② 売出株式数 | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し | 400,000株 |
| | | オーバーアロットメントによる売出し | 195,000株 (※) |

2. 需要の申告期間 平成20年10月14日(火曜日)から
平成20年10月20日(月曜日)まで

3. 価格決定日 平成20年10月21日(火曜日)
(発行価格及び売出価格は募集株式の払込金額以上の価格で、
仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

4. 募集・売出期間 平成20年10月22日(水曜日)から
平成20年10月27日(月曜日)まで

5. 払込期日 平成20年10月29日(水曜日)

6. 株券受渡期日 平成20年10月30日(木曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である宮地正直(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成20年9月25日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式195,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成20年10月30日から平成20年11月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所若しくは名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。